

目次

給与所得からの源泉徴収

第Ⅰ章

- Q1 源泉所得税の対象となる所得とは 3
- Q2 給与を支給するときの税額計算 4
- Q3 通勤費を本給に含めて支給するとき 6
- Q4 宿日直手当を支給するとき 8
- Q5 アルバイト等に給与を支給するとき 10
- Q6 パートに対する給与と配偶者控除 12
- Q7 役員が報酬を辞退したとき 14
- Q8 給与等が未払の場合 16
- Q9 納期の特例とは 17
- Q10 賞与を支給するときの税額計算 18

退職所得からの源泉徴収

第Ⅱ章

- Q11 退職金を支給するとき 20
- Q12 勤続年数の計算方法 22
- Q13 退職金を分割支給するとき 24

支払報酬・非居住者からの源泉徴収

第Ⅲ章

- Q14 司法書士、税理士、弁護士等に報酬を支払うとき 26
- Q15 外国人労働者に給与を支給するとき 28
- Q16 非居住者に退職金を支給するとき 30

- 源泉徴収税額表の使い方 巻末

1

源泉所得税の対象となる所得とは

Q

源泉所得税（源泉徴収）の対象となる所得について教えてください。

A

会社が一般の社員へ支払う給与等は、原則、源泉所得税の対象となります。その範囲についての詳細は、「源泉徴収のしかた」（国税庁）を参照してください。

給与や利子、配当、税理士等への報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額等を計算し、支払金額からその所得税額及び復興特別所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

所得の支払者は、原則として全てが源泉徴収義務者になりますが、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人が支払う給与等や退職手当等、一定の報酬・料金等については、源泉徴収しなくてよいこととなっています。また、給与や退職金の支払が発生しない税理士報酬などの報酬・料金のみを支払う個人が報酬・料金を支払う場合も、源泉徴収の必要はありません。

なお、源泉徴収の対象になる所得は、所得の支払を受ける者が、①居住者、②内国法人、③非居住者及び外国法人のいずれに該当するかによって、その対象となる所得の種類が定められています。

*

*

本冊子では、このうち、居住者に支払う給与等、退職手当等、報酬・料金等及び非居住者に支払う給与等で国内勤務等に基因するもの、退職手当等のうち受給者が居住者であった期間に行った勤務等に基因するものについて解説しています。

詳細は、国税庁「源泉徴収のしかた」（平成26年版）と併せてご活用ください。

2

給与を支給するときの 税額計算

Q

給与を支給する場合の源泉徴収税額は、
どのように計算するのでしょうか。

A

「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表又は日額表の甲欄、乙欄（日額表にはさらに丙欄があります）を使用して計算します。

「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表と日額表）の甲、乙、あるいは丙のいずれの欄を適用するかは、給与の支給形態や「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」）の提出の有無によって定められています。

1 月額表を使用する場合

具体的には、支払形態が「月ごと」「半月ごと」「10日ごと」「月の倍数ごと」に支払うものは月額表を使用します。

また、扶養控除等申告書の提出がある場合は甲欄を、ない場合は乙欄を適用します。

設例1 甲欄を適用する場合

- | | |
|--------------------|----------|
| ● 給与等の額（社会保険料等控除後） | 350,000円 |
| ● 扶養親族等の数 | 2人 |
| ● 「扶養控除等申告書」の提出 | あり |

[税額計算]

- ① 「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）*の“その月の社会保険料等控除後の給与等の金額”欄で、社会保険料等控除後の給与等の額350,000円を含む“350,000円以上353,000円未満”の行を求め、その行と「甲」欄の“扶養親族等の数2人”の部分と交わるところに記載されている税額を見ます。
- ② この金額**7,210円**が、給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額となります。